

時期	内 容	時期	内 容
3月	<p><b>土地改良長期計画の策定 (R3.3)</b> 土地改良法に基づき、5年を一期として土地改良長期計画を立て、産業政策と地域政策を車の両輪とした土地改良事業の実施に係る政策目標等を定めている（新たな計画の対象年度は、令和3年度～7年度の5年間）。今回、新たに追加された主な政策目標は次のとおり。</p> <p>① 産業施策の視点：スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化 ② 地域施策の視点：所得と雇用機会の確保 ③ 両施策を支える視点：ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】スマート農業の推進、農地利用の最適化と効率的な生産基盤の確立 等</b></p>	<p><b>瀬戸内海環境保全特別措置法の改正 (R3.6)</b> 植物の栄養成分（栄養塩類）不足や、気候変動等による新たな課題に対応するために改正。主な改正内容は、次のとおり。</p> <p>① 栄養塩管理制度の創設（知事が策定する計画に基づき栄養塩類供給が可能） ② 自然海浜保全地区の指定対象の拡充（藻場等が再生・創出された区域も指定可能） ③ 海洋プラスチックごみなど漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務追加（国と地方公共団体の責務として規定）</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】豊かで美しい海の再生と水産資源の適正管理 等</b></p>	
4月	<p><b>農業技術の基本指針の改定 (R3.4)</b> 毎年、都道府県をはじめとする関係機関における農業技術関連施策の企画、立案、実施等に当たっての参考となるよう、農業の体質強化、環境対策、食品の安全性の向上等の農政の重要課題に即した技術的な対応や、営農類型別の留意事項、農業の発展に資すると期待される新技術を集約。今回、新たに追加された主な内容は次のとおり。</p> <p>① 「みどりの食料システム戦略」中間とりまとめに基づいた食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けた取組等の記載。 ② 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（R2.12策定）に基づいた技術開発等の記載。 ③ クビアカツヤカミキリ、ジャンボタニシ、トビイロウンカ、サツマイモ基腐病といった重要病害虫の防除方法や指導体制等についての記載。 ④ 耕種、園芸、畜産の自然災害等への備えの意識等がまとめられた「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」及び「農業版BCP（事業継続計画書）」についての記載。</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開 等</b></p>	<p><b>新しい農村政策／長期的な土地利用の在り方に関する検討会中間とりまとめ (R3.6)</b> 「食料・農業・農村基本計画」（R2.3閣議決定）の下で、施策を具体化するにあたり、「新しい農村政策の在り方に関する検討会」及び「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」を設置。今般、中間とりまとめとして、「地方への人のながれとを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」を集約。各項目における主な内容は、次のとおり。</p> <p>① しごとづくりの施策（農村資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進） ② くらしの施策（農村地域づくり事業体（農村RMO）の育成） ③ 活力づくりの施策（地域づくり人材の育成、広域的なサポート体制の構築） ④ 土地利用の施策（放牧や鳥獣緩衝帯など状況に応じた持続可能な土地利用）</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】次代を担う経営力の高い担い手の育成、地域の多様な人材が支え合う持続可能な地域協働体制の確立 等</b></p>	
5月	<p><b>みどりの食料システム戦略の策定 (R3.5)</b> 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、みどりの食料システム戦略として策定。 戦略の目標では、2030年までに既存の優れた技術の改善や開発されつつある技術を基本に取組を拡大し、その後、革新的な技術・生産体系によりイノベーションを創出し、飛躍的に伸ばしていくことや、2050年までに化学農薬使用量50%低減、化学肥料使用量30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化を設定。</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開 等</b></p> <p><b>人・農地など関連施策の見直しについて (R3.5)</b> 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（R2.12改訂）に基づき、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用の促進、農村における所得と雇用機会の確保等を図るための施策の在り方について、検討を行い集約。主な見直しのポイントは次のとおり。</p> <p>① 人・農地プラン（法定化、多様な経営体の積極的な位置付け） ② 農地バンク等（関係機関からの能動的アプローチへの転換、受け手候補を広く調整できる仕組みの構築） ③ 人の確保・育成（地域内外から広く人を確保するための自治体間の連携強化） ④ 持続的な農地利用を支える取組推進（人・農地プランへの農業支援サービス事業体の位置付け等） ⑤ 農村における所得と雇用機会の確保（地域資源の発掘や他分野との組合せによる新事業の創出） ⑥ 安心・安全な生活環境の確保（複数の農村集落の機能を補完する農村地域づくり事業体の育成） ⑦ 農地の長期的な利用（農地集積・集約化の加速化に資する農家負担軽減の支援） ⑧ 農村をサポートする人材育成（地方自治体職員等を対象に地域サポートに係る人材育成を開始）</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】本県の強みを活かし需要と直結した生産の新展開 等</b></p>	<p><b>新たな森林林業基本計画の決定 (R3.6)</b> 森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条の規定に基づき、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展等に向け、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定（概ね5年ごとに見直し）。新計画では、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めつつ成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現するため、以下の5つの柱の施策に取り組む。</p> <p>① 森林資源の適正な管理・利用（再造林や複層林化、森林吸収量の確保・強化） ② 「新しい林業」に向けた取組展開（イノベーションで、伐採⇒再造林保育の収支をプラス転換） ③ 木材産業の競争力の強化（供給体制の整備による国際競争力の向上） ④ 都市等における「第2の森林」づくり（都市・非住宅分野等での新たな需要の獲得） ⑤ 新たな山村価値の創造（地域資源の活用、森林サービス産業の推進）</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】県産木材の利用拡大と加工流通体制の強化、森林資源の循環利用と林業経営の効率化 等</b></p> <p><b>食料安全保障対策の強化について (R3.6)</b> 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（R2.12改訂）に基づき、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大など、食料供給を脅かす新たなリスクに適切に対応するため、外部の有識者を交えて、食料安全保障対策の強化について取りまとめている。主な内容は、次のとおり。</p> <p>① 事業継続計画等の策定、状況に応じた見直し等を促進 ② 新型コロナにおける食料の購買行動と情報の受発信の関係等を調査・分析</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】卸売市場を通じた安定供給の確保 等</b></p>	
7月	<p><b>ニッポンフードシフト始動 (R3.7)</b> 食料・農業・農村基本計画で提起した新たな国民運動として、「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」の始動を発表。官民協働で農業・農村の取り組みや魅力の発信、食や農の在り方の議論を行い、消費者と生産者の距離を近づけ、国産農産物を積極的に選ぶといった行動変容につなげている。 公式サイトでは、食や農の在り方、食をきっかけとした社会の変化などに関するアイデアの募集も始まっている。</p> <p><b>【ビジョンの推進方策】県産県消の推進、新たな価値の創出 等</b></p>		

